

平成 29 年度第 1 回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成 29 年 9 月 19 日（月）午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 保健福祉センター 1 階 集団指導室
- 3 出席者 岡東会長、松山副会長、山崎委員、久保委員、伊藤委員
- 4 欠席者 中村委員
- 5 事務局 行政経営改革課 岡田課長、高山副主幹、元田主査補
社会福祉課 斎藤課長 山崎主査
社会福祉法人フラット 林理事長 前田理事
- 6 傍聴者 非公開
- 7 議題 議題 1 今後の取り組みのアイデアについて
議題 2 第 2 回会議で議論した内容の検討について
議題 3 今年度の指定管理者選定審査会からの提言について

●事務局

定刻を過ぎましたので、平成 29 年度第 1 回白井市指定管理者選定審査会を開催させていただきます。本日の出席委員についてですが、今まで市民公募の委員でいらっしやいました水島委員が市外に転出されたため、委員の資格を失いましたので、改めて委員を募集したところ、今回、久保委員に市民公募の委員ということで参加いただくことになりました。

本日は中村委員がご欠席ですが、6 名のうち 5 名がご出席されています。白井市指定管理者選定審査会要綱第 5 条第 2 項の規定により、過半数以上の出席となりますので、会議が開催されます。

では、開会をこれからさせていただきます。開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

●会長

昨年以來、ほぼ 1 年ぶりです。久しぶりに皆さんにお目にかかれました。我々が発足しましてから今年で 3 年目ですけれど、既に幾つかの提言を市がきちんと実行されておられることにつきまして、大変感謝しております。どうもありがとうございます。今年はあと 1 件、1 団体だけの審査でございますけれども、今後ともよろしくどうぞお願いいたします。それから、委員よろしくお願いいたします。

●委員

よろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

では、引き続き、本日は、審議に当たりまして、障害者支援センターを担当しております社会福祉課から 2 人、課長と担当が出席しております。

●社会福祉課長

4月から社会福祉課長になりました斎藤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

●社会福祉課

同じく社会福祉課の山崎と申します。よろしくお願ひいたします。

●事務局

それでは、次第に従いまして、会議に入らせていただきたいと思います。会議の進行については、会長にお願ひいたします。

●会長

本日の議題は3件あります。まず第1件は、指定管理者選定審査会からの提言に対する市の対応について。それから2番目、今日の日玉かもしれませんが、白井市障害者支援センター指定管理者の候補者の選定について。それから3番目、今年度の指定管理者選定審査会からの提言についてということで、これまで幾つか提言を申し上げましたけれども、更にまた何かあるようであれば、次回の会議は、10月10日に予定にされておりますが、そのときまでに委員の先生方がお考へいただきまして、何かあればご提言いただくということにしようと思ひます。

まず、最初の1番については、事務局から説明をしていただきます。

●事務局

事務局から説明をさせていただきます。議題1指定管理者選定審査会からの提言に対する市の対応について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料1をごらんください。

こちらについては、皆様のご提言について今までの実施してきたことの報告という形でご説明をさせていただきますと思ひます。

指定管理者選定審査会からは、平成27年度に4つの提言をいただいております、平成28年度については1つの提言をいただいております。

平成27年度にいただいた提言は、審査方法の見直し、指定期間の見直し、審査基準の見直し、労働条件審査の実施の4つです。

平成28年度については、地域の人材の発掘に向けたPRの実施の1つをいただいたところです。

平成27年度に提言いただいた、審査方法の見直しと指定期間の見直し、審査基準の見直しの3つについては、既に昨年までに見直しを行ったところですが、平成27年度の残りの1つ「労働条件審査の実施」、平成28年度の「地域の人材の発掘に向けたPRの実施」については、昨年度の時点で未実施でしたので、今年度実施した内容についてご報告させていただきます。

一つ目が、平成27年度の提言になりますが、労働条件審査の実施です。こちらについては、前回の会議までに、実施することを決定しておりまして、ご説明をさせていただきます。

ころですが、平成 29 年 6 月に千葉県社会保険労務士会と契約し、平成 29 年度に新たに指定された指定管理者の労働条件審査について、現在実施しているところです。

審査対象については、昨年度、皆さんに審査いただいた 4 団体になりますが、白井コミュニティセンターのしろい光夢辿、白井駅前センターのワーカーズコープ、学習等供用施設の富士センター運営協議会については、現在、指定管理者の労働条件審査について団体の審査を行ったところです。

市民プールの株式会社協栄については、プールが夏期間については繁忙期でしたので、時期をずらして実施しました。

先に実施した 3 団体については、審査を既に終えており、社会保険労務士から労働条件審査で指摘された事項について是正指導ということで、社会保険労務士が各団体の是正指導を行い、改善を図っているところです。

市民プールについては、先日労働条件審査を実施したばかりですので、これから必要な是正指導を行うということになります。

労働条件審査の実施内容になりますが、通常の労働条件審査については、審査を行い、審査したものについて、もし仮に是正すべき事項があった場合は、これができていません、問題ですということで指摘して終わるところなのですが、白井市の場合は、是正指導までを含めた形で社会保険労務士に委託としてお願いしているところです。

4 団体のうち 3 団体が今、是正指導中ということになっております。次回までには間に合いませんが、今後、結果報告という形で、市民に公表できると思います。

具体的な委託内容については、資料に仕様書という形で掲載しています。委託内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、労働条件審査、是正指導、報告書の作成と労働条件審査のチェックシートの作成の 4 つを委託しているところです。

最後のチェックシートなのですが、昨年度にご説明したとおり、労働条件審査を実施するのは、指定管理者として選定された最初の当該年度の 1 年目のみでして、2 年目以降については、市がモニタリングをすることとなります。

次年度以降、職員が適切にチェックできるように今回の委託の内容として、労働条件審査のチェックシートの作成までを含めた形で委託をしたものです。

2 年目、3 年目については、社会保険労務士による審査ではないのですが、社会保険労務士に監修をしていただいたチェックシートに基づいて、市が適切に実施できているかチェックをしていきたいと考えているところです。平成 27 年度提言の労働条件審査の導入についてのご説明となります。

続きまして、平成 28 年度にご提言いただいた「広報しろいを活用した指定管理者の PR」についてご説明します。

市内にお住まいの方については広報をごらんいただいているかと思いますが、本日の資料として、広報の 9 月 15 日号を今回お配りさせていただきました。

最終面に指定管理者の取り組みを紹介ということで、連載記事を4月15日から毎月15日号で行っています。

こちらについても資料で添付しておりますが、最初の第1回、4月15日号については、指定管理者制度の概要についてご説明をさせていただいた後に、5月15日号、6月15日号、7月15日号と、15日号にこのような形で団体のそれぞれの指定管理者について、指定管理者がつくった文章をもとに掲載をさせていただいております。

指定管理者が管理する施設については19施設ありますが、建物については11建物ということになっていきますので、建物ベースで全ての指定管理者を紹介し終わるのが、ちょうど1年ということになっておりますので、3月15日号までの予定で、市民の皆さんに団体のPRをしていることとし、平成28年度の提言に対応しているところです。事務局から提言への対応の説明については以上となります。

●会長

どうもありがとうございます。特に各委員の方、ご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、ございませんので、議題1については終了ということによろしいですかね。それでは、議題2、いよいよ指定管理者の候補者の審査です。

●事務局

続きまして、議題2、白井市障害者支援センター指定管理者の候補者の選定についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2をごらんください。

資料2として、市長からの諮問書がございます。白井市附属機関条例第2条の規定により、白井市障害者支援センターの指定管理者の候補者の選定について、市長から諮問がありましたので、今回、白井市障害者支援センターの指定管理者の選定を行うものです。

選定については、指定管理者選定審査会審査手順に規定するとおり、第1次審査、第2次審査、総合審査をまとめてプレゼンテーションを行います。

この施設については、非公募の施設になっておりますので、審査団体については1団体ということになっております。非公募とした理由等については、また後ほど、担当課から説明をいただく予定です。

本日の出席者については、指定管理者選定審査会の委員5名と、これから出席いただきます申請団体の社会福祉法人フラットから2名、そして、施設担当課の職員として社会福祉課から2名、指定管理者選定審査会の事務局からとして行政経営改革課から3名の出席で審査を行わせていただきます。

本日の審査の流れですが、この後、審査方法につきまして、手元にお配りしました審査表の内容をもとに事務局から説明をさせていただきます。

審査項目の説明の後に、施設の内容、非公募の理由の説明、団体の資格審査の結果報告について、担当課であります社会福祉課から説明をさせていただいた後に、団体に入室していただき、3時から1時間の予定でプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションについては、最初の30分が団体のプレゼンテーション、残りの30分が委員の皆さんと団体との質疑応答ということになります。

その後の予定ですが、団体にご退出していただいた後に、こちらの答申の内容について、皆様でご審議をいただきたいと思っていますところです。今回の審査のスケジュールについては以上になります。

続きまして、審査方法について、審査表をもとにご説明をさせていただきます。お手元に審査表ございますか。審査表をごらんください。

審査項目については、サービス等の評価件数が13項目になっております。こちらについての配点は、10点の項目が12個、5点の項目が1個となっております。

続きまして、価格評価点数については、100点の項目が二つで16点満点となっております。サービス評価の点数が125点満点に対して、価格評価の点数が16点満点と、9対1の割合になっているところです。サービス等の評価点数の配点ですが、審査項目1から7までは10点のうち点数を整数でご記入ください。審査については審査項目のうち適切な場合は5点、上記の内容で特に優れている場合は10点とし、内容で十分でない場合は0点として、0点から10点の中の点数をつけていただきますようによろしくお願いいたします。

3 ページ目の(8)については、類似施設の事業の運営実績についてということですが、こちらは5点満点になっております。内容が適切である場合は3点、特に優れている場合は5点、対応が十分でない場合は0点をおつけください。

続きまして、4 ページ目の審査項目13番の「申請者について」ですが、こちらについては、フラットさんの内容について、貸借対照表であったり財務諸表であったりそのあたりをごらんいただきまして、この団体さんの財務状況は健全かというところについて評価をしていただくものです。

こちらについても配点は10点満点となっております。こちらにも適切な場合は5点となっておりますが、本日は、委員が5人ご出席いただいておりますが、5人で25点未満の場合は、他の審査内容がよくても、この場合は失格となります。この13番の審査については、特に慎重に審査をしてください。

14番、15番の審査項目については、価格評価になります。14番については、提案額によって自動で入力されるもので、今回の市の設定額は5年で46,170千円の設定額に対して、フラットさんの提案額が5年間で44,714千円の提案となりました。この審査については、基準に基づき、Aにあらかじめ5.3点中の1.1点の点数が自動で入っております。Bについては、団体の中で順位が1番のものに満点を付けることになっていきますので、2.7点ということになって、14番については、8点のうち、こちらの点数が自動で入ってくるとい

うことになっております。

15 番については、8 点満点で、同じく内容が適切である場合は 4 点としていただくようお願いしたいと思います。

最後に合格点についてご説明します。今回、審査の基準として、13 番については、全員で 25 点未満の場合は失格になるということをご説明させていただきました。その他にも一つ、サービスの評価点数というところで、皆さんの配点は 125 点満点で 13 項目あるところですが、そのうち 1 人当たり 65 点未満、全員で 325 点未満の場合は失格となりますので、そちらについてもご注意ください。

審査については、団体のプレゼンテーションや質疑を聞きながら採点していただくこととし、後ほど 1 時間後に事務局が回収します。その後に集計を行い、結果をお伝えします。

審査については、従来と同じ審査方法となりますが、よろしく願いいたします。審査方法についての説明は以上となります。

続きまして、担当課から施設の概要及び非公開の理由、団体の資格審査の結果報告についてご説明をお願いいたします。

●社会福祉課

それでは、白井市障害者支援センター指定管理者候補者選定審査に関し、ご説明させていただきます。

初めに、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、障害者支援センターにつきましては、非公募といたしましたので、その理由からご説明いたします。お手元に配付済みの白井市障害者支援センター指定管理者申請取扱要項の 4 ページの本施設の業務の範囲をごらんください。

4 ページには、センターの施設及び設備の維持管理に関すること以外の業務として、②のアからウについて記載しており、障害者の自立した日常生活と社会参加を支援するため、入浴や食事等の支援を行う生活介護をはじめ、小学生以上の子供のことをいいますけれども、就学時の生活能力向上に向けた訓練などを行う放課後等デイサービス、それから相談業務等を行う施設でございます。

障害者支援センターの運営につきましては、利用者の障害特性から援助者との強い信頼関係が求められ、指定管理者の変更による環境変化が利用者にとって大きな負担となること、そして設置当初の指定管理者選考に当たり、市内の障害児者の家族で構成する父母の会からの要望を踏まえ、当事者と保護者の意向を重視して、市内での実績等を考慮し、現指定管理者を 1 者選定したものであり、今回の指定管理者の選定に当たりましても、利用者の保護者から同様に強い要望があり、要望書が提出されております。それから、現指定管理者により平成 22 年度の設置当初からこれまでの 7 年間、適切な施設の管理運営が行われていること、以上のことから、提供するサービスの専門性や特殊性から非公募といたしました。

それでは、施設の目的をご説明いたしますので、1 ページの I-1、施設の目的をごらんください。

本施設は、市の南西部に位置し、千葉ニュータウン事業の開発により整備された住宅街の中にある施設でございます。障害者支援センターの目的は、障害者の自立した日常生活や社会参加を支援することにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的に設置した施設でございます。

次に、I-2、施設の概要をごらんください。

施設の概要につきましては、建物概要、施設の内容については記載のとおりでございます。運営、障害者サービス提供に必要な設備となっております。

続きまして、2 ページをお開きください。

施設の基本方針は、障害者の自立した日常生活と社会参加を支援するとともに、本市の障害者施設の拠点施設としての役割を果たし、障害者の福祉の増進を図るものとしております。

続きまして、3 ページから 4 ページをごらんください。

Ⅲの業務の範囲につきましては、先ほども若干ご説明いたしましたが、①センターの施設及び設備の維持管理に関すること。②障害者総合支援法に基づく生活介護事業や相談支援事業、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業。③その他市長が認める事業として、日中一時支援事業の実施としております。アの生活介護事業というのは、日中入浴、排泄、食事等の介護とか創作的活動、生産活動の機会の提供等を行う事業でございます。それから、イの相談支援事業につきましては、障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行う事業でございます。それから、ウ、放課後等デイサービスにつきましては、学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事業でございます。そして、③の日中一時支援事業でございますが、こちらは日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護をしている家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に実施する一時預かり事業でございます。

続いて、4 ページから 5 ページをごらんください。

管理運営経費につきましては、指定管理者が得る障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく介護給付、放課後等デイサービス給付等に係る事業報酬、これは障害の支援区分、障害の軽いか重いかという形などになりますけれども、障害の支援区分により、1 日 1 人当たりの報酬単価が決められているもので、白井市内どこの事業者も同じサービスを提供する場合は、同じ基準となります。その事業報酬とその他利用者負担金及び実費徴収により得られる収入をもって充てることとしておりますが、相談支援事業につきましては、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業の中の市町村が必ず行うこととされている必須

事業であることから、指定管理業務の一環として実施するものとして、当該事業に係る人件費相当分を指定管理料としております。5年間の指定管理料の見込額は、税込みで4,617万円としております。

続いて、指定管理者の申請の資格についてご説明いたします。5ページをごらんください。

VIの申請の資格は、指定期間中、センターを安全かつ円滑に管理運営でき、かつ市内に本部を有する指定障害福祉サービス事業所としており、VI-2の制限事項として、2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているものなど7項目の制限事項を設けておりますが、申請者の資格につきましては、法人の登記事項証明書や定款により、白井市内に本部を有し、白井市内を中心に活動を行っていること等を確認しており、申請者の資格に該当する団体でございます。また、申請者の制限事項につきましては、誓約書の提出がされており、適合していることを確認しております。

次に、提出書類ですが、申請取扱要項の12ページから13ページをごらんください。

掲示された申請書、収支計算書などの書類におきましては、全て整っておりましたので、適合していることをお知らせいたします。以上のことから、申請のあった社会福祉法人フラットを指定管理者に選定するに当たり、白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例第10条に基づき指定管理者選定審査会の意見を聞きたいので、審査をお願いいたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

●会長

今の社会福祉課の説明について、何かご質問ございませんでしょうか。

一つだけよろしいですか。白井市の障害者といわれている人たちというのは、正確なものでなくてよろしいのですが、だいたい何人ぐらいいらっしゃるのですか。

●社会福祉課

今、資料を持ってきていないのですが、身体障害者手帳の交付者は、たしか1,461人で、知的障害者が330人ぐらい、精神障害者が300人ちょっと、450弱だったと思うのですが、そのぐらいでおります。年々増加傾向にはございます。

●会長

全部が全部、別に入所する必要はないのだろうけれど、今こちらを利用されている人は少ないですね。

●社会福祉課

契約事項になりますので、市内の施設じゃなくても、契約をして市外の施設を利用されている方もたくさんいます。契約が変わる前までは、措置という形でしたので、白井には全く施設がございませんでしたので、市外にある施設に、そこを利用しなさいということで、市が決定をしておりました。

自立支援法が平成18年からできているのですけれども、それができましてから、契約と

いうことで、障害がある方が、この施設を利用したいですということ、選ぶような形に変わっております。

ただ、市内の施設も利用できるのですが、白井市内という限定ではなくて、それまで市内には施設が1カ所もなかったのが、障害者支援センターの昔の南山保育園をちょうど移転するという計画がありましたので、その施設を活用して改修工事を行いまして、平成22年度から障害者が利用できる施設ということで対処しています。それと福祉センターにも市の施設があります。

●会長

福祉作業所でしょうか。

●社会福祉課

そうです。そこでも一部利用されている方がおります。あとは、訪問系のサービスは何カ所かありますけれども、生活介護というデイサービスという形ですと、この障害者支援センターと、あと社会福祉法人フラットがやっています競馬学校の近くに施設があります。そのほか、就労系の関係で、精神障害者の方を対象に、「ぼれぼれちば」というところが、「ぼけっと」という事業所を白井中学校や白井コミュニティセンターの近くに「第1ぼけっと」、「第2ぼけっと」として、精神障害者の方を対象に、そこは就労継続支援B型というのと、生活訓練をしています。精神障害者の方ですと、なかなか毎日通所するというのが難しい部分もありますが、日常生活を営むために必要な訓練をするという場所としてございます。

●会長

ちょっとお立場が違い、委員としてではなくて、これは委員にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、今後の白井市としては、やっぱり福祉政策充実する方向でやっていきますよね。そういう方向ではないのですか。

●委員

障害者の数が増えてきているので、力を入れていかなければならない部分なのですが、今お話があったように、母体となる社会福祉法人やNPOなどが、フラットさんが設立されるまでは、市内に本当になくて、ほとんどが市外で、遠くは富里のほうとか行っていたというこれまでの事例がありました。そういった中ではフラットさんが、市内では障害者について、力を入れて積極的に今まで取り組んできており、ずっとこれまでも支援してきているものです。また、やはり主体を一つじゃなくて二つに、三つにしましょうということ、数をふやしていきたいということを今、考えているところでありまして、今、西白井の駅前の複合ビルにおいて、就労支援の関係で、市外の福祉法人が活動しようとしているところです。

●社会福祉課

就労移行支援は明朗塾さんがやっていて、もう一つは、別な生活支援事業者が間借りし

ています。

●委員

今、既にある法人にも市内に居を構えてほしいということで、一部委託事業をそういったところでもお願いしています。条件として、生活支援の部分まで手を広げてくださると、白井へ来て、そういう就労支援の業務を市から受けるに当たっては、そういった部分のサービス提供の部分まで少し事業を拡張する形をお願いできませんかというような形でのアプローチをしながら、市内でサービス提供の主体をふやしていこうということで、力を入れております。

●会長

そういう方向にはあると。

●委員

ええ。これまでもフラットさんが負ってきた部分というのは非常に大きくて、先ほど公募をかけない理由として、父母の会からの要望があったということのお話がありましたが、そういった意味では、ものすごく信頼関係が厚いという部分がございます。やはり、ケアを受ける方との信頼関係というのがどうしても大前提になりますので、その部分というのは、やはり今後の福祉を進める上でも重要なポイントかなと思っています。

ただ、そうは言いながらも自立支援ですので、障害者の方の選ぶ選択肢が多いほうが良いもので、これはある意味からすると、介護保険と似たような部分がございますので、やはり1社が独占的なものでは、競争原理も働きませんし、メニューも偏りがちになります。

そういった部分では、先ほども言いましたが、市は、主体が増えていくことを望んで、そういう方向で施策立てをしていくことを今進めているところでございます。

●会長

わかりました。行政のスタンスがわかれば、これからまた状況が変わってくるかもしれませんね。ほかにどなたかご質問ありませんか。

●委員

1点いいですか。

●会長

どうぞ。

●委員

2年前にNPOから社会福祉法人に移行されましたよね、その理由と、それは市側からの要請なのか、あるいは団体の考えによるものなのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

●事務局

市側の要請かどうかということで、よろしいですかね。団体の考えによる理由ということであれば、後ほど、団体に直接にご質問いただくこととしていただいた方が良いと思

ます。それでは、市からの要請があったかについて、お願いします。

●社会福祉課

していないと思います。

●委員

事業の拡大に合わせてということでしょうか。

●社会福祉課

そうですね。フラットの方針で、NPO 法人から立ち上げて社会福祉法人に移行していると思います。

●委員

わかりました。

●会長

それでは、質問はよろしいですか。また議論の中で、あるいは終わった後で、お願いします。

(社会福祉法人 フラット入室)

●事務局

それでは、これからプレゼンテーション審査を行わせていただきます。本日、障害者支援センターの申請団体として、社会福祉法人フラットさんからプレゼンテーションをやっていただきます。

●社会福祉法人フラット

初めまして、本日はこのようなプレゼンテーションを開いていただきまして、ありがとうございます。社会福祉法人フラット理事長の林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

●社会福祉法人フラット

理事の前田と申します。よろしくお願ひいたします。

●事務局

この後、社会福祉法人フラットのお二方から、プレゼンテーション審査をいただきますが、プレゼンテーション審査につきましては、審査書類に基づきプレゼンテーション審査及び質疑を行わせていただきます。

プレゼンテーションは、次の事項に留意して行ってください。団体からのプレゼンテーションは30分以内になります。開始後25分、30分が経過した時点で事務局がベルを鳴らします。2回目のベルが鳴りましたらプレゼンテーションを終了してください。

プレゼンテーションは、必ず団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順番で行ってください。プレゼンテーション審査における評価は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションを行った場合、適正な審査が

できなくなりますので、ご注意ください。

プレゼンテーション中、申請内容の詳細について説明する場合、必ず資料中の対応するページ番号を委員にお伝えください。質疑は残りの時間の 30 分で行わせていただきます。質疑は一問一答で行いますので、簡潔に回答してください。質疑は、プレゼンテーション審査を開始してから 60 分が経過した時点、または委員からの質疑が終了した時点で終了させていただきます。それでは、プレゼンテーションを始めます。

●社会福祉法人フラット

では、これから始めさせていただきます。

●会長

はい。どうぞお座りください。

●社会福祉法人フラット

失礼いたします。

それでは、私から説明をさせていただきたいと思っております。まず、最初に、団体概要についてで、ございますが、団体名は社会福祉法人フラット。法人本部は白井市の根にございます。社会福祉法人の設立は、平成 28 年 3 月 9 日と設立年月日となっておりますが、フラット自体は、前進に NPO 法人で 10 年間法人として活動しておりましたので、平成 18 年の 3 月からフラット自体は創業となっております。今期で 12 期目という団体となっております。

主な事業内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスと地域生活支援事業、これは法律上の名称になりますが、具体的に申し上げますと、障害を持った方が日中活動する場所、働いたりとか、介護を受けたりする通所施設やホームヘルパーの派遣、グループホームと呼ばれる障害を持った方たちが共同生活、寝泊まりをする場所のサービス提供を法人で行っています。詳細が次のページにございます。5 ページにございますところに、法律上の名称や開始時期が記載されております。

最初に、追加で財務表をお渡しさせていただいたと思っておりますが、そこには社会福祉法人の平成 27 年度の決算期が載っております。これは平成 28 年の 3 月 9 日に設立をしてから、3 月 31 日までの 22 日間の財務表として載っておりますので、設立にかかった費用のみが記載されておりますので、NPO 法人時代の 27 年度の決算額と異なっているとご理解いただければと思います。

続きまして、様式 4 の 1「管理運営の基本方針について」ですが、7 ページ目をごらんください。

管理運営の基本方針ですが、私たちは、障害者支援センターは市の公的な施設であることから、市の管理運営方針を根幹とし、障害のある方へ安心安全で公平なサービス提供を行うべきだと考えております。また、法人の理念のもと、地域に開かれた施設づくりや多

様なニーズに対応すること、規範意識、公益、公共性を発揮する、利用者が安心する管理運営を基本方針に実施していくということを考えております。

続きまして、様式4の2「市民サービスの向上方法について」でございます。8ページ目をごらんください。

まず、現状分析と課題認識ですが、これは白井市に限ったことではないのですが、福祉サービス事業者が少ないということがいえます。ただし、少ないながらも障害者支援センターが開設したことにより、受け入れが困難といわれている重度障害や医療ケアのある方たちの居場所が確保されているということについては、白井市は特筆すべきことかと思っております。

児童分野に関しては、市の子供発達センターが、質が高く、ご家族からもとても評価が高いものとして、市の児童の教育を一手に担っているということがございますが、最近の発達障害がふえているという現状から、受け入れができる事業所の参入が望まれているということが考えております。

それと、サービスの質の向上に関する方策ですが、私たちは、サービスの向上というのは、支援の技術の向上がもっとも効果的だと考えております。そのためには、支援技術の習得のための研修をしっかりと行うこと、行った研修を会議で共有して、一貫してチームで行うということが大切だと考えております。スライドには、私たちのほうで、支援力向上のための連続研修と呼ばれるもの、これを毎年行っております。ここの講師は、国と千葉県でやっています強度行動障害支援者研修というものの講師に、私たちの法人から2名派遣しております。その者がそのまま県でやっている研修の方針の内容を当法人で全従業員に対して取り組んでおります。

こういったこととか、あと、その次の支援環境の調整とございますが、障害をお持ちの方たちは、やはり私たちの中では、通常的环境の中では生活しづらい方たちが多数いらっしゃいます。その中には、まず、特に身体障害のある方には、販売しているものだけでは生活がしづらい方たちがいらっしゃいます。そういったことで私たちは、その利用者さんの体とか、体の歪みの一つ、身長体重に合わせて、一つ一つ自助具を制作をするということを大事にしております。一番左にございますのが、全身性の寝たきりの方が、麻痺が強い方も寝られるというような、ジェルビーマットと呼ばれるもの。真ん中のものは、体を伸ばすときに使うマットの台になるのですが、胃瘻はお腹にありますので、そこをくり抜いて胃瘻の方でも使えるようにつくったものですか、そのように一つ一つを利用者さんに合わせてつくっていくことを大事にしています。これも歩行機になりますが、体とか身長に合わせて、機能に合わせて種類のある歩行機を使ったりしています。

それと、知的障害のある方には、障害者支援センターの大きな建物が、ときには集団で行動することが苦手な方たちには、生活がしづらくなってしまいますので、こういった形で半分パーテーションを入れて、こういう個室をつくりだして、刺激を緩和して、1

対1や2対2などの少数のグループをできるように取り組みをしていっております。このような環境調整をすることと、その環境調整をするための明確な知識と実行するための会議の体制というものが、明確なサービスの向上につながると私たちは考えております。こういう広い、大きな運動をするような、粗大運動という遊ぶ運動をするようなお部屋も設けております。

それでは次、様式3、9ページ目をごらんください。

「利用者ニーズの把握方法と対応について」でございます。まず私たちは、できる限り対面でお話をしていくということを大事にしております。定期的に行うものとして、個人面談が年2回、保護者懇談会が年4回と、それと直接サービスを提供している者たちの利害関係があって言いづらいこともありますので、中立的にどこの事業所にも属していない、サービス提供を直接やっている職員と関係のない中立の立場の相談員が、年に1回モニタリングということで面談を行っております。日常のことは、例えば今日はこういう状態だからこのようにしてほしいというようなやりとりは、連絡帳で行っております。それと送迎サービスを行っていて、全利用者に行っていて、そのときに保護者の方とコミュニケーションをとることができますので、直接対話をして、要望などを聞き取れるようにしております。それと年1回、年度が終わった後に、1年間の振り返りとして、満足度調査を無記名で保護者の方に提出していただいて、取りまとめをして、改善などをしていくということを行っております。

施設の情報発信の方策ですが、私たちにはこのように月々の会報がございます。これは法人から出している会報と、こういったふうに中身、これは資料にはございません。今スライドでお見せしているところです。と、こういうホームページにあるブログです。子供たちがどういうイベントをやりましたということとかを逐一ここで報告をしていって、なるべく早くリアルタイムに出せるようにということを行っております。これと同じように、インターネットが見られない方もいらっしゃいますので、事業所別に会報も合わせて送っております。

それと次、様式4の4「サービスの内容の実地計画」ですが、10ページ目をごらんください。

サービス内容ですが、私たちは施設の最大の有効活用とは何かというところですが、法律の範囲内で受け入れる方は最大限、障害を持った方たちを受け入れるということが、公的な施設として最大の活用方法だと思っております。行き場所がない方たちが、せっかく白井市に公的な施設があるのに、障害を理由に受け入れを拒否されてしまうと、やはりそれは、公的な役割を果たしていないと私たちは思っておりますので、できる限り受け入れるということが前提として考えております。その中で、やはり公の施設ですので、閉鎖的ではなく、市民の方と触れ合って、障害がある方が社会で支えられるだけではなく、自らセンターの中で労働を通して社会に貢献をして、労働で得られる喜びを大切にしていきたいな

とされているところでございます。また、もう一つの放課後等デイサービスという小中学生が放課後に利用する事業所がございしますが、そこでは、しっかりと幼少期の療育が子供たちは大事だということが挙げられていますので、ただ、放課後というのは子供たちには貴重な時間ですから、子供たちも楽しく教育を受けられることを大切に、事業としてサービス実施計画をつくっております。

続きまして、様式4の5「災害時緊急時の対応について」でございます。

基本的には、私たちは災害緊急時とかは、環境要因と人的要因、外的要因に分類して考えております。まず、環境要因ですが、利用者の支援に関係することについては、物理的な危険な箇所などとかは、虐待防止権利擁護委員会というものが私たち法人にはございません。そういったところから、利用者さんの権利を守るために委員会が率先して行います。それと、毎日送迎を行っているということで、車両管理の徹底として、送迎委員会が車両の管理、点検、チェックなど、日常点検を行っております。人的要因に関しては、ヒヤリハットの蓄積をしっかりと分析、共有をして、事故を未然に防ぐためのことを虐待防止権利擁護委員会が行っております。それと、新人に対する研修とテスト制度というものを私たちは設けております。基本的に新人職員については、研修を指定の回数受けること。それと、例えば運転であれば、運転の実技や講義中に合格することが前提で初めて、単独で支援をするというような、そういったことのテスト制度を設けております。それと、外的要因ですが、利用者の引き渡しのルール設定や侵入に対する即時対応ができるように事務員の窓口配置ということを行っております。

それと、様式4の6、次のページにまいりまして、12ページになります。

「利用促進の方法について」でございますが、どの事業にも共通していることでして、先ほども申し上げましたが、私たちは公の施設の観点からも受け入れられる障害の幅をふやすことが、利用の促進に最大限つながると考えております。特に、ほかの施設では受け入れ困難で、行き場所がないと言われている強度行動障害、医療ケアのある方、重症心身障害者に対応することが、ほかの施設で受け入れないことが、私たちのところでは受け入れができるというような**こと**が利用の促進につながると考えております。また、知的障害のある方たちは、移動制約者の方たちが多いので、ドア・ツー・ドアの送迎と特殊な車椅子にも対応できるものと医療がある方にも対応できるような福祉車両の配備をするということが、利用促進につながると考えております。それと、やはり地域の方、まだご本人が障害に気づいていない、親族が障害に気づいていないという方たちにも知っていただくということになるために、地域住民を対象としたイベントなど、そういったことを大事にしていきたいと考えております。そのときに、ちょっとスライドのほうに写真をお見せしますが、毎年センターで、地域住民向けのフェスタをやっております。きらりフェスタというものが毎年行っております。最初のお祭りのときには、200人ちょっとしか訪れなかったのですが、昨年は1,200人、ここ数年は、もう毎年1,000人を超えて参加してくださっ

ています。このお祭りを参加すると、いろいろなところから話が広がって、あのお祭りをやったときにこういうこともあるのだということで、相談が上がってきたりもしています。その出店団体の方たちは、私の法人は場所を貸して、音頭を取るだけで、皆さん出店は、地域の団体に出てもらっています。地域の野球チームだったり、PTAの団体だったり、皆さん地域の方たちでこの祭りを運営してってもらっています。これは来場した方たちと皆さんの写真を1枚1枚撮って、なし坊のモザイクアートをつくったということが去年のお祭りでした。

それと、様式4-7、13ページ目になります。

「管理運営経費の削減方法について」ですが、福祉業界は、とにかく人件費が経費のほとんどになります。大体、福祉業界の平均の人件費率というのは70%を超えていると言われております。ただ、人件費を削ろうとしたとしても、福祉業界には、この職員をこの数だけ配置しなさいという人員配置基準という法律上の制限がございます。ですので、少ない数でやるということは、法律上できないというふうになっておりますので、できる限り正社員の数を減らし、質を高めて、非常勤職員をふやして研修などで質の確保をしていくということが、人件費を抑制することができると考えております。また、福祉業界は同じく事務的作業がとても多いと言われておりますので、事務的経費削減のために、まずICTを活用して、現状は日常業務のほとんどがペーパーレスで行えていると、そういったことを細かく削減をして、経費の削減を進めていきたいと思っております。万が一収入が低くなった場合、これは同じように、利用者が少なくなったということは、人員配置基準上、職員を配置しなくてもいいということになってきますので、まず職員の削減を行います。それと、予定より経費がふえた場合には、福祉業界の特性として、助成金や補助金を申請することができますので、そちらをして資金調達をしてまいりたいと思っております。

それと、次にまいりまして、14ページ目をごらんください。

「類似施設の運営実績」になります。平成22年から今回申請しております障害者支援センターの指定管理を行わせていただいております。強度行動障害、医療ケアのある方、重度心身障害者、難病の方、発達障害、知的障害の方も特に障害が重い方を限定して受けてまいりました。そのときに、医療ケアの方は対象者が1人ではあるのですが、1人だとしても、看護師の配置など必要なことを行ってまいりました。相談事業所は、平成20年より年間約3,000件以上の延べ相談件数を受けてやっております。それと、今回の指定管理の障害者支援センターと全く同じ生活介護事業所というところも平成20年から行っております。

それと、様式4の9になります。次のページ15ページになります。

「施設の設備の維持管理について」というところです。基本的な考え方は、私たちの場合は、例えば設備が故障すると、生産ができなくなるのではなくて、利用者様の生命や身体に影響を及ぼす可能性がございますので、基本的には、予防保全型を前提に考えており

ます。日常のこととかやり方については、各委員会、利用者支援のことに関しては、権利擁護委員会や、送迎は送迎委員会、また環境委員会もありますので、環境委員会などが作成しているチェックリストによって実行し、専門性の高いものについては、外部委託をしていくということになっております。外部委託先につきましては、今スライドに映っているところの内容として、日常警備、保守点検、日常管理のところについては、外部に委託をするというふうに考えております。それと、環境負荷については、基本的には電気使用量の削減ですが、こういう温度、湿度管理をしなくてはならない方もいらっしゃいますので、そういったことも鑑みて、できる限り不要なときに早く消すというような削減の仕方をしていきたいと思っております。あと、給食で出てくる生ごみについては、堆肥化をしてごみの排出量を少なくしていくというふうに考えております。

続きまして、様式4の10になります。16ページ目になります。

こちらは、まず組織図ですが、ページで言いますと99ページになりますが、ちょっと飛びますので、同じものをこちらのほうに、スライドに映してあります。

私たちの組織図の中では、一番上に理事会がございまして、その下に経営企画室という法人の経営の戦略を担うところがございまして、経営企画室づけで各委員会が細かい品質管理など、そういったものをチェックするようなところとして、かなり高い位置づけで委員会は存在しております。その下に管理職が集まって、経営企画室で決めたことをどのように戦略的にやっていくかということを経営会議で落とし込んでいくというふうになっております。そこから枝分かれしまして、右側の障害者支援センター、そして四つの事業所、左側に法人本部がございまして、そこに三つの事業所というのが、今の法人の組織図となっております。

続きまして、人員配置、勤務シフト等ですが、こちらはページで言いますと73ページからになりますが、こちらもちょうとページが飛びますので、スライドで今掲示をさせていただきます。

基本的には、福祉業界の人員配置については、法令で全て定められておりますので、法令に合うように職員配置をさせていただきます。管理者と呼ばれる者と、サービス管理責任者と呼ばれる者がございまして、その他は支援員と呼ばれる者、私たちは基準上看護師を置かなくてもいいのですが、医療ケアに対応するために看護師という職を常勤と非常勤で1名ずつ配置しております。あとは、児童発達支援管理責任者という児童の発達支援の責任者、国の資格を持っている者、これも1名配置をしています。それとあとは、相談支援専門員と呼ばれる専門の資格を持った者が2名配置をしています。勤務シフト表ですが、おおむね8時30分から出勤してまいりまして、定時が5時30分というところで、ほぼ同じような形で勤務しております。非常勤の者は、若干勤務が前後1時間短くなりますが、センターの開場時間の前後1時間程度収まるような形で出勤しております。平成30年から35年度まで、同じような職員配置と勤務シフト表ということで作成させていただいております。

ます。

続きまして、様式4の11、17ページ目になります。

「個人情報の保護について」でございます。個人情報の保護については、個人情報委員会と法人の管理規則によって管理をしております。実際には、規則が整っていたとしても、職員がどれだけやれるかということが大事になってきますので、個人情報委員会が定期的に抜き打ちのチェックをして、巡回をして回って、指摘事項などがあれば、その場で挙げて改善報告書を出させるということを取り組んでおります。それと、研修も新人研修等、基本的には年数がたった職員も必ず年1回は最低でも受けると、個人情報の保護の研修を受けるというふうになっております。また、私たちは電子データの保管が多いため、電子データについては、アクセスレベルの設定やパソコン端末上に個人情報を置かない、サーバーからUSBでのデータの持ち出しが物理的にできないとか、そういったことを行っております。それと、外的要因に関しては、通常の端末に入れるセキュリティに加えてUTMの導入や不測の事態に備えてのUPSを導入しております。それなりのセキュリティ、大きな企業ぐらいの対策を入れているというふうに私たちは思っております。

様式、次に行きまして4の12になります。「制度理解について」でございます。18ページ目になります。

市内で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みや考え方についてということですが、一つ目が、私たちが安心して地域で暮らすためには、必要なときに必要な量と必要なサービスの提供が大事だと思っております。福祉サービスは昔に比べて大分整ってきたというふうに感じているところではございますが、あくまで制度の一つであって、それだけで人の人生が豊かになるとは考えておりません。ですので、やはりこのサービスがあつたり、制度があつたとしても、それが自分の欲しいときになくはならなくて、それが自分の欲しいだけあつて、それが真に自分が必要としているサービスがあつて初めて安心して暮らせる社会が実現できる第一歩になると私たちは思っております。

そして、もう一つが、支えられるだけではなく支えることも障害の方たちはできるというふうに私たちは考えております。常にサービスを使って誰かに守られているだけではなく、しっかりと持てる力をもって、地域の皆様に、もしくは社会に障害を持った方たちがつくったもので力を与えることが私たちはできると思っておりますので、そういった社会を実現するというのも、障害を持った方たちが安心して暮らせるための地域づくりだと思っております。

それともう一つ、最後に権利擁護の部分です。権利擁護につきましては、津久井やまゆりという神奈川で起きた19人殺傷されてしまった事件もありますが、やはり一部、障害者のことを未だに偏見や悪意を持って見られる方がいることも事実でございます。そういったときには、しっかりと**法曹**関係者と関係機関とちゃんと連携をとって、法的に戦うことを、そういう悪意を持っていない善意ある市民に対しては、しっかりと障害を持った方た

ちを表に出ていって、本当にこういう何も悪意がなくて、ただ、生きづらさがあるという行動に出ているのだということを知っていただく機会をしっかりとつくるということが、私たちの求めている開かれた施設づくりをしていく中で、達成できるのではないかと。それらこの三つが整って、障害を持った方たちが安心して市内で暮らせる地域づくりになると思っております。

続きまして、様式4の13、19ページ目でございます。

こちらは事業計画になりますが、私たちが先ほどから申し上げてきたとおり、できる限り外に出て活動していただきたいと。今、障害者支援センターでは、なるべく地域の方がセンターに来ていただけるようにということで、お花を販売しております。年間大体1万鉢の販売をしております。それから、地域の方たちがたくさん来てくださるようになってから、今度は私たちが、逆に近隣の住宅の花壇の手入れということを年間で契約をして、そのお宅に上がって、花壇の管理やプランターの毎月のリース交換ということを地域の方たちと交流をさせていただいております。そういったことを含めて、できる限り地域に出て知っていただくと、地域の方から、「ありがとう」と、「なぜかあなたたちが来ると元気になるわ」と言われます。やはりそういったことを中心に事業計画をつくっていきたいと考えております。

最後になりますが、私たちは法人ができてから一貫して白井市のみで事業をやってきました。これで12年目になりますが、これからもどこの法人よりも白井市に対する思いと白井市の障害を持った方に対することに対して、私たちはその熱意は衰えないと思っております。以上で事業計画のところのご説明になりました。

続きまして、収支計画のほうを財務担当の前田のほうから説明をさせていただきます。

●社会福祉法人フラット

前田です。よろしくお願いいたします。

収支計算、様式5の1で、資料23ページになります。

こちらから5カ年分の収支計算予算書という形で出させていただいております。まず収入なのですが、障害者支援センターの収入は、主に障害福祉サービスの提供による生活介護事業通所の収入と相談支援事業、あとは子供たちの放課後等デイサービスの事業等が大きな収入源となっております。それに加えて利用者からの給食費ですとか、日中の預かりのサービスの費用、その他職員の給食費等が収入となっております。支出に関しては、林からも申し上げましたとおり、人件費が一番大きな割合を占めるところでして、そのほか説明差し上げました施設管理の各項目、清掃警備、その他保守等の費用と、事業費として、利用者へ直接かかわる費用の部分と、事務費と呼ばれる利用者へ直接支援じゃない部分、ホームページの維持管理ですとか、ネットワーク電話等の通信、その他事務用品等の費用となっております。

ここから5カ年の動きなのですが、生活介護に関しては、高校2年生、3年生等の実習

の受け入れの状況から卒業生が把握できておりますので、30年、31年度でプラス100万、それ以降プラス50万という形で、通所日数等を鑑みております。相談支援に関しては、31年から加算が一部なくなるという話が出ておりました、そのわかっている部分を反映した形で、30年だけ数万円ほど予算上は大きくなってはおりますが、ほかは横ばいとなっております。児童に関しても、受け入れの利用者増の部分を若干見込んでも、月30万ずつです。費用に関しては、事業規模がほとんど変わらないことから、人件費の増の部分以外に関しては、31年からの消費税のアップ分、ここの部分を織り込んだ形で収支予算を立てておりました、こちら指定管理料は入らない予算書になりますので、各年ともおよそ修正で出ささせていただいている880万円ほどの収入支出のバランスで、マイナス880万円ほどとなっております。

●会長

時間が来ましたので、あとは質疑応答の時間にさせていただきたいのですが、何か追加としてここだけはお伝えしたいというのはございますか。

●社会福祉法人フラット

以上です。ありがとうございました。

●会長

では、時間が来ましたので、これから質疑応答の時間に入りたいと思います。よろしくお願いたします。

●委員

NPOから社会福祉法人に組織移行した理由を教えてください。

●社会福祉法人フラット

正直なところを申し上げますと、社会福祉法人とNPO法人だと、まず一つが、外部からの見られ方が違うということが正直大きくございます。特に大きな変化があったのは、新卒採用でかなりの差が出ました。そういったことがまず1点と、あと事業とか補助金の申請とか指定のとり方とかも、社会福祉法人のほうが、公益性が高いということを県や県職員にも見られますので、そういったことで社会福祉法人にということが、大きく挙げられます。

●委員

税金とかも違うのですか。

●社会福祉法人フラット

税金もかなり違います。

●委員

わかりました。

●委員

よろしいですか。

書類 9 の貸借対照表。185 ページです。それと別紙でいただいている貸借対照表の右側科目の流動負債。書類 9 のほうの未払金とその他の合計が、2 科目で、2,165 と 654 になります。別紙でいただいている A3 の用紙なのですが、貸借対照表右側に、これの未払金、科目名がまず違いますね。それから 1 年以内の設備の借り入れ、1 年以内の長期未払金、これは別紙の A3 の用紙にいきますと、3 科目の合計が 26 億 654、当初申し上げた書類 9 の欄と全く一致しているのですよ。2 科目の合計と 3 科目の合計が一致している。それで、2 科目のというのと 3 科目のというのと、どう違うのでしょうかね。数字同じなのですよ、結果は。表現、表示方法が違うという感じを受けました。

●事務局

事務局から、質疑に補足したいと思います。今回の審査書類の書類 9 については、市が定めた様式で、追加の資料として配布させていただいた資料については、社会福祉法人の全国的に統一された様式であるので、書類 9 の市が定めた様式にその部分の仕分けをされたということによろしいでしょうか。

●委員

なるほど。

●社会福祉法人フラット

社会福祉法人会計で別紙により提出させていただいたものは、会計基準でこういう科目があると決まっているものと、あとは今回指定で出されたところで該当する部分に集約したところがあるので、合計の数字は一致しているはずなので。若干異なります。

●委員

それでは、別の質問です。別紙の損益計算書の一般法人でいう経常利益という額が、平成 29 年度決算で 8,580 万円、いわゆる一般法人だと利益ですよ。こんなに利益が出るのですか。

●社会福祉法人フラット

そちらに関しては、NPO 法人からの寄附等の受け入れがございまして、NPO の最後の決算の段階で、余った財務財産というのを社会福祉法人のほうで受け入れているので、それが全額、社会福祉法人会計上、収益という形で上がってしまうため、この 28 年度決算においては、このプラスマイナスの収支の部分が大きくプラスになっているということです。

●委員

それは資料のどこに書いてありますか。

●社会福祉法人フラット 事業活動計算書というタイトルのついているほうの資料になるのですが。収益の下のほうにある経常経費寄附金収益の 6,600 万円。追加資料の上から 11 行ぐらいの経常経費寄附金収益になります。上から 3 行目ですね。経常経費寄付金収益、6,600 万円という数字がございまして。

●委員

これだったのですね。

●社会福祉法人フラット

それプラスですね、中ごろからちょっと下のほうに施設整備等寄附金収益、4,400万円。

●委員

そこまでいかないのです、その前の8,580万円を質問したのですよ。だから6,600万円ですが、いわゆる一般法人で見ると経常利益が、8,500万円から6,600万円になっているのですね。そうすると利益が1,900万ですよ。かなり利益出ますよね。もっと給料を上げてもいいのではないですか。非課税報酬ですから。

●委員

33ページの人件費内訳表ですが、この中で年収は、管理責任者が693万円で、その下の主任支援員が470万円です。社会保険料は、管理責任者の方が、年収が多いのに保険料が少ないので、ここはちょっと間違いだと思います。後で正確な数字を入れておいていただけますか。

また、労働保険料の中に労災保険料も含まれています。労災保険はパートさんでも対象になっているので、全従業員について保険料をいれるようにしていただきたいです。修正してください。

●委員

よろしいですか。

●会長

どうぞ。

●委員

最初に「地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて」ということをお聞きしたいのですが。障害者の方ということですか。

●社会福祉法人フラット

いえ、私たち職員や、地域住民というか、障害を知らない方たちに対して、権利擁護の観点というところで、一般の方に権利擁護を知ってねというところではないのですけれども、障害者の権利をしっかりと守るよう地域づくりというか、活動をしていかないといけないというところです。

●委員

障害をお持ちの方ではなく、地域の方々に障害者の方に対することをわかっていただきたいということですか。

●社会福祉法人フラット

はい。

●委員

わかりました。最初に戻るのですけれども、7ページの事業計画書、御社におかれまして

は、いろいろと方針、地域の方針があるかと思うのですが、それをどのように周知徹底というか、職員とこういう理念というか、これは当然、御社の代表者の理念であり姿勢であり決意であると思うのですが、どのような周知徹底をされているのですか。

●社会福祉法人フラット

こちらの資料を使わせていただくと説明がしやすいのですが、私たちがおります理事会がありまして、経営企画室がありますが、ここで基本的な戦略を練ります。そのときに、戦略会議のところ、この障害者支援センターの全ての管理職も来たりしますので、ここでこういう理念を踏まえた戦略を基本的には考えています。で、そのままだと、ここから全従業員まで派生しにくいので、戦略会議でやったことをその翌週中に戦略会議のミーティングというのを月1回、全従業員で部門ごとに行うようにしています。そうすることによって、今月の理念の方針についての話から、戦略会議が管理職にあって、そこから必ずそれが1週間以内にリアルタイムにミーティングという形で、その理念とか、戦略のことだけをやる専用の会議がございますので、それがこの全従業員のもので、これは、各部署でアルバイト、パートまで全てが全員参加してやることなので、そのように法人の理念とか方針は落とし込むようにしております。

●委員

それに関連して、先ほどおっしゃられているのですけれども、昨年か一昨年、相模原でいろいろな事件があって、つい最近も、埼玉かどこかの障害者施設で職員が虐待しているのじゃないかというような報道もされておられますが、当然御社にもこのようなことについては、8ページに書いておられるのですけれども、虐待は防止しますと、それについて、具体的な取り組みみたいなのはやっておられるのでしょうか。

●社会福祉法人フラット

基本的に、私、国の虐待防止法の研修の講師をやっているのですが、虐待が起きるメカニズムの一つとして、支援力が不足しているからというところがございます。この行動障害がある方の支援をする手立てがわからないから押さえつけてしまうというようなことになるのですが、まずは支援力を高めることによって、ああ、この人はやってくれるのだなということがわかれば、虐待する理由がなくなるということが、まず一つございます。

それともう一つ、全ての人たちが、私の施設を管理するマネジメントの方針の中で、やはり全てを善人として性善説で語って、この人は虐待しない人というふうに片づけるのがとてもリスクだと思っていますので、基本的には、1人で支援をさせない、他人の目が入っておくという状態としています。特に、ベテランについても、複数の目で支援をして、虐待を起こさせない、これはまずいなということを自覚させ続けるということが大事だと思っています。ですので、基本的に、私たちはテストを合格して、上司から相当信用を置かれていない限り、1対1で外出とか、1対1でその部屋で支援をするということはほとんど認めていないので、そのように施設づくりをしています。

●委員

いつも2人くらいで、誰かの目を気にして支援に当たるとのことですね。

最後に、質問というよりも推奨事項となりますけれども、9ページに書いておられる送迎時に、保護者の方の表情を見ることができる。私こういうのは非常に大事だと思っています。笑顔でいるけれども、声の調子が低いとか、こっちのことは見てくれないとかいうのが、気づきというのか、そういう細かいことが目に見えないところで大事だなと思いますので、こういったことは大事にさせていただきたいなというふうに思います。

●社会福祉法人フラット

ありがとうございます。

●会長

続いて私のほうから、18ページ、事業計画書の②の上から5行目にこれからつくられる市内の事業所について書かれていますが、この辺のことについて説明いただけますか。補足説明をしていただけますか。

●社会福祉法人フラット

わかりました。私たちは今、来年の4月ぐらいにオープンの予定のものと、11月ぐらいにオープンの予定のもの2カ所を整備してございます。福祉は、字のごとく人の生活を支えるものですから、障害者支援センターだけで全てできるかということ、やはり役割分担を担っていくものです。

人の働く場所、人の休日のとき、もしくは人が寝泊まりすること、そういったような役割があります。私たちの今度できるものは、緊急時の「一時預かり」や、あとは寝泊まりする場所と働く場所になってきます。あとは、24時間で連絡体制をとって、コーディネーターをする機能があたりします。そういったものが今、白井にはない状態です。

ですので、障害者支援センターは重度の方たち、もしくは子供を対象としているところなのですが、そういうセンターから外へ出た後もコーディネートするものができると、今ある障害者支援センターにいる方たちの生活がより厚みを増してくるというふうに、包括的に、同じ法人だから、あっちのコーディネーターさんがフラットのやっている障害者支援センターのあそこの人たちも全部把握をしていて、コーディネートをしていて、それこそ先ほど言った、お母さんが朝暗かったら、今日緊急一時の場所でお子さん預かれますよということが、包括的になされていくというようなことの仕組みづくりが、来年かなり整うなというふうに感じております。

●会長

そうすると喫茶店みたいな、カフェになるのですか。

●社会福祉法人フラット

はい。飲食、レストランのようなものですね。そこで障害者の就労と働くお母さんたちの子供の預かりとか、そういったことがあります。

●会長

人数としては、多くはないと思うのですが、保護者の立場からすれば、サービスが一貫するというので、トータルでというそういうことをおっしゃっているんですね。

●社会福祉法人フラット

はい、そうですね。

●会長

委員、何かありますか。

●委員

まず個人情報保護の関係で、改善が必要であれば、改善報告書の提出をするというような説明があったと思うのですが、これまでの事例的なものはあったのかどうか、そこのお話を聞かせていただけますか。

●社会福祉法人フラット

利用者さんからもらった連絡帳が鍵付きの書類棚に入っていないなどのことがあります。基本的には、抜き打ちで行くものですから、もう5分、10分したら書類棚にしまっていると思うのですが、その5分などのタイミングとかのところで、鍵付きの書類棚に入らなかったとかいうようなこともあります。このように即座にやっていないところなどを見ているというのにはありますが、ただそれ以外に、鍵が締められてなかったとかいうようなことなどは、基本的には挙がってはいないです。

●委員

そのほかに財務の関係、先ほど法人の貸借対照表によりますと、現金が6,300万円あるのですが、大体キャッシュフロー的にはどうなのでしょう。月々の収支はどのようになっていますか。

●社会福祉法人フラット 法人の昨年度の段階では、キャッシュで6,000万ぐらいあったのですが、今の段階だと、基本的には、4カ月分の運転資金が常に現金で確保されている状態です。

うちの顧問税理士の話で、基本的に最低でも3カ月は持ち続けることということで、指導を受けていますので、今、大体月の売上が3,000万ぐらいなのですが、1億1,000万ぐらい今、預金現金として持っております。

●委員

なぜ確認するかというと、今、新たな事業を考えていますよね。そういった意味合いで、借り入れに頼らず、自己資金の部分について担保されうる部分はあるのかということを確認したかったので伺いました。

●社会福祉法人フラット

基本的に、福祉業界はキャッシュフローがいい業界ではないので、できる限り持ち資金は使わずに、借り入れを起こしてくるというふうには考えております。それとあと、補助

金をできる限り多く使うことというふうに考えております。

●委員

そうすると、3月分は最低でも、キャッシュは確保しておきたいというと、大体幾らぐらいになりますか。

●社会福祉法人フラット

大体1億円弱です。私たちの未収金は、市からの未収金なので、基本的に払われないうことを想定していないというのがありますので、それを含めるとかなりの金額が、流動の資産としては確保していることになります。

●委員

わかりました。

●会長

ほかの委員からはどうですか。

●委員

組織図で、受託指定の事業所数というのは、幾つぐらいあるのですか。組織図にある施設、これで全部ですか。

●社会福祉法人フラット

そうです。これが、私たちが法人で行っているものです。

●委員

全部白井市ですか。

●社会福祉法人フラット

全て白井市です。

●委員

100%ですか。

●社会福祉法人フラット

100%白井でございます。

●委員

わかりました。

●会長

最後に、個人的で、プライベートな質問かもしれないけれども、理事長のキャリアというのは、どういう形で形成されてきたのですか。そもそも、福祉の道で生きていこうと思った動機とか、そういうのを教えていただけますか。

●社会福祉法人フラット

私はもともと教員になりたくて、教職課程をとっていたところで、教職課程中の実習で、福祉施設に1週間行くことがございました。そのときに福祉をとにかくやりたいというほどではなかったのですが、福祉に興味を持ちまして、大学が障害学ゼミナールに入り

まして、ゼミの中で障害者のことを研究して、論文書いたりしていく中で、気づけば日常的にボランティアに行ったりとかして、福祉業界に行きたいなというふうになって、福祉業界に入ったのですが、2年間ほかの法人で勤めていたときに、思っていたものと、本当に利用者さんにとっていいものって何だろうということを考えたときに、やっぱり自分でつくりたいなということがありまして、NPO 法人フラットを当時、ほかにもう 1 人いたのですが、設立をして、今に至るということでございます。

●会長

10年間のNPO法人時代というのは、最初から順風満帆じゃないと思いますけれども、それなりにご苦労されたと思うのですよね。

●社会福祉法人フラット

そうですね。もう一度立ち上げのころからやってくださいと言われると、二の足を踏むぐらいのところがあります。

●会長

ありがとうございます。立ち上がったことをお伺いして恐縮ですが、お幾つですか。

●社会福祉法人フラット

私は、36歳になります。

●委員

お若いですね。

●会長

びっくりしました。前田さんはお幾つですか。

●社会福祉法人フラット

同じく36歳でございます。

●会長

前田さんは、管理責任者でしょうか。

●社会福祉法人フラット

そうですね。この指定管理者の申請が通れば、来年から管理者になる予定となっております。

●会長

理事長は、直接の管理責任者じゃないのですね。

●社会福祉法人フラット

私は今、現状は管理責任者となっております。

●会長

私の質問は終わります。以上、これをもちましてヒアリングを終了します。

●社会福祉法人フラット

ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。結果については、後日文書で回答させていただきます。

●社会福祉法人フラット

ありがとうございました。

(社会福祉法人フラット 退室・休憩)

●事務局

皆様、ご審議ありがとうございました。障害者支援センターの指定管理者の候補者の選定審査結果について、公表させていただきます。

まず、審査基準について発表します。審査項目 13 番になりますが、1 人 5 点以上、25 点未満の場合は失格になりますが、こちらについては 40 点でしたので合格です。

また、サービス点数の評価点数についてなのですが、こちら 325 点のところ 489 点なので合格になります。

評価点数の合計としては、705 点満点中 541 点、サービスで 489 点、価格の評価点数で 52 点ということになりますので、全部で 541 点となりますので、審査会の結果としては、選定審査の指定管理者の候補者とするという結果になりました。

今回、答申に当たりまして、主な選定理由について、皆様に議論いただきたいと思いますが、主な選定理由について、皆さんで議論していただければと思います。

●会長

やはり、NPO 法人時代を含めて、安定した事業の実績を評価したい。しかも、今後の取り組みとして、それから社会福祉法人化を実現したところ。そういう実績がある。それからもう 1 点は、新しい取り組みですね。事業内容の充実かな。

●委員

新しい二つの事業化というのは、これはやはり白井市なのですか。

●社会福祉課

そうです。

●委員

ということは、指定管理者ですか。

●会長

いや、そこは対象外です。組織図の社会福祉法人の事業のうち、この 3 つの機能だけが指定管理者として市がお金を払っている範囲で、残りは、フラットがやっている事業の中の一部です。今日の組織では、指定管理者の障害者支援センターというのは 3 つだけです。

●委員

そうなのですね。

●会長

副会長、この団体は、給料なども結構良いのでしょうか。

●委員

給料はいいですね。利用者ニーズに対してきめ細やかに対応して、それを実際に具体化しているというところは、やはり評価してあげたいと思います。

●会長

何かありますか。どうぞ。

●委員

私もお金のことはよくわかりませんが、財務諸表から見るともうかっているのでしょうか。安定した事業ということでよろしいかと思えます。

あと、最後に会長が、補足でお伺いした説明を聞くと、選定とは直接関係ありませんが、今後の事業内容が、この白井市で求められるものに近い形になるのかなというところが非常に気になります。

●会長

マイナスの評価はしなくていいのですか。

●事業局

もしあればお願いします。ないようであれば、わざわざマイナス評価をしていただく必要はありません。

●会長

理事長の説明では、人件費を抑えるために、正社員を減らしてパートを増やすというようなことをやっているのだけれども、そこら辺については、どこで折り合いつけるかなというのがなかなか気がかりではあります。ただ、それでも指定管理者で給料の少ない団体の2倍ぐらいの給料だからね。

●事務局

そこは書きますか。

●会長

いや、これは結構です。あと、評価のポイントとして、どなたかいい点を言ってください。

●委員

今、お話があったので、安定した事業、財務状況の部分は、加えればいいのではないですか。

●委員

団体の説明資料の「FLAT NEWS」を見ると、若い人が結構多いですね。

●社会福祉課

少しずつ事業を広げているので、新しい従業員が増えているということみたいです。

●委員

継続的に採用しているということですね。

●会長

今年、新卒を2人採用したことについて、もっととりたかったけれどということだけれど、2人も採用しているからね。

●委員

理事長が若いからね。

●会長

びっくりしました。

●社会福祉課

法律で、こういう職種については、常勤で雇わなければいけないなどというように決められています。例えば、先ほどのサービス管理責任者は、必ず常勤と定められています。

●会長

そうですね。

●委員

逆にその分しか、報酬は積算されていないということで、それ以上やっても、余計に収入が入るというわけではないのですね。

●社会福祉課

フラットの生活介護という事業の場合、障害の重たい人が入ってきます。この障害についても介護保険みたいに障害支援区分が1から6まであって、6のほうが重たい方たちです。フラットの利用者を平均すると5なのですね。そうすると、何人対何人と支援員の配置人数が決められているのですが、それを上回るような形で人員配置してくれています。

行動障害が大変だと説明されていたと思うのですが、行動障害というのは、自傷、他害行為などがある方で、本当に突発的に走り出してしまったりだとか、頭突きでガラスを割っちゃったりだとか、そういう行動を起こしたりする場合がありますので、人員配置を適切にしていないと、ほかの利用者さんにも迷惑がかかるとかということがあります。

そういうところでは、十分に職員数が配置されており、人員を多く配置することは、計算上の加算となっていますので、そういうところで少し利益が生まれているというところがあるのかなと思います。

●委員

そういうところの加算ということですね。

●社会福祉課

そうですね。

●委員

確かに、重度だったら、1人に1人つかないといけないと万が一のことがあり得ますものね。

●委員

よろしいですか。今回の審議に直接かかるものではありませんが、評価については、次回この審査会を開く前に、対象事業とフラットさんの施設を見学するというのもやってもいいのではないかもしれないと思うのですが。

●会長

そのほうがよくわかるかもしれませんね。今回も、当初は午前中に見学して、午後からやろうということはあったのだけれど、審査時間が長くなってしまうので、視察は取りやめたところですが、委員も福祉学についても勉強しないといけないので、次回の審査から実施することとしましょう。今回の審査については、今までの議論で大体まとまるのかと思います。いかがですか。

●事務局

内容としては、ほかになれば。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ご意見いただいた内容について事務局でまとめまして、次回の会議に先ほどの点数と合わせて、答申案という形でお示しさせていただきたいと思います。なお、評価のための見学については、フラットと調整させていただいた上で回答させていただきます。議題については以上となります。

●会長

ご苦労さまでした。

どうぞ、社会福祉課については、退出していただいて結構です。

●社会福祉課

ありがとうございました。

(社会福祉課 退室)

●会長

それでは、議題3なのですけれども、何か今後の提言で漏れているものがあるのかなにかについて少し考えていただいて、あれば次回の10月10日の午後に予定されていると思うのですが、よろしいですか。

●事務局

はい。10月10日(火)か10月17日(火)ということで、皆様にお話していたのですが、答申の結果がそこで公表される形になりますので、早いほうがいいのかということ、10月10日(火)の開催と考えているのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

●会長

では、皆さんご都合が良いようですので、10月10日1時半ぐらいからにしましょう。

●事務局

議題3については、今日は内容を検討しなくてよろしいでしょうか。

●会長

審査会としては、もう、かなり出尽くしたのではないかと思います、考えていただいて、それであれば何か追加するとしましょう。

●事務局

もし、委員の皆さんにご意見があれば、案を事務局に事前にもらえれば、皆さんに先に資料としてお渡しします。文章を書いていたければ、事前に事務局にいただければ、それを資料とします。

●会長

では、そうしましょう。それでは、各委員の方、提言の追加があればメールで連絡すればいいのね。

●事務局

はい、メールかファクス、メールのほうが助かります。メールで事務局に前日までにいただければ、事前に配布します。

●会長

当日でいいです。

●事務局

はい。当日でよろしいですか。これについてはメールでも何度かご案内していますけれども、提言については、必ず出さなくてはいけないということですので、今回のところについては、もしあるようでしたら、前日までにご連絡ください。

10月10日（火）午後1時30分から開催します第2回については、皆さんの任期中の最後の会議になります。場所は、市役所本庁舎3階会議室301で開催します。報告はまた改めてご案内させていただきたいと思います。

●会長

では、以上でよろしいですか。どうもご苦労さまでした。

会議終了 午後4時30分